

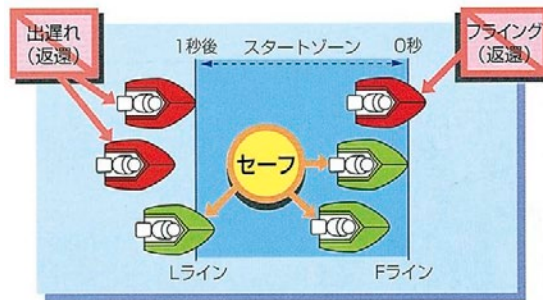
第6章 モーターボート競走

第1節 モーターボート競走とは

モーターボート競走（以下「競走」という。）は、いわゆるボートレースのことであり、競馬、競輪、オートレースと同じく公営競技の一つである。競走は、1952年4月に長崎県の大村競走場で初めて開催された日本生まれの公営競技であり、年齢や性別の区別がなく、混合で実施される数少ない競技のひとつである。

競走は、6艇のモーターボートが1周600メートルの競走水面を3周して着順を決し、スタートは、決められた時間内（1秒間）にスタートラインを通過する「フライングスタート方式」を採用している。

投票法には、単勝、複勝等様々な種類がある。中でも、1・2・3着のモーターボートを順番通りに当てる3連勝単式は公営競技で最初に導入され（2000年度～）、最も人気のある投票法である。



第2節 モーターボート競走の仕組み

(1) 競走の趣旨

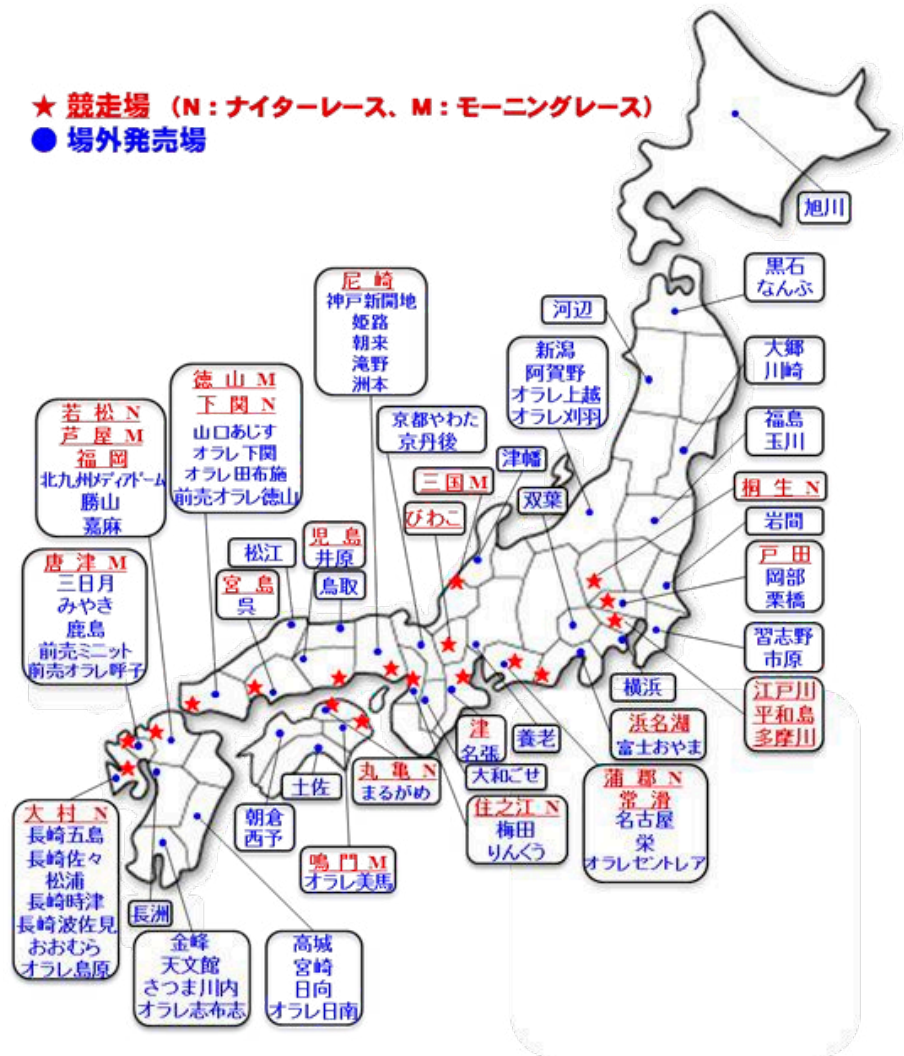
競走は、①海事関係事業（船舶関係事業・海難防止事業等）の振興、②公益事業（観光事業・体育事業等）の振興、③地方財政の改善を目的として、1951年に制定されたモーターボート競走法（以下「競走法」という。）に基づき実施されており、同法に基づき、国土交通省が監督している。

(2) 競走の運営

競走は、全国に24ある競走場において、都道府県又は総務大臣の指定を受けた市町村（県1、市19、町1、施行組合14、計35：以下「施行者」という。）が行っている。競走に出場する選手やボート、モーターの検査、競走の審判等については、競走実施機関として指定を受けた一般財団法人日本モーターボート競走会（以下「競走会」という。）が、施行者から委託を受けて実施している。

また、競走場以外の場所で舟券の発売を行う場外発売場は全国に73ヶ所設置されている。

図表Ⅱ-6-1 競走場及び場外発売場の所在地



(3) 売上金額の推移

競走の売上金額は、1991年度の2兆2,137億円をピークに年々減少し、2010年度にはピーク時の約4割まで減少したが、その後は回復傾向に転じており、2017年度は1兆2,379億円になった。

図表Ⅱ-6-2 モーターボート競走の売上の推移

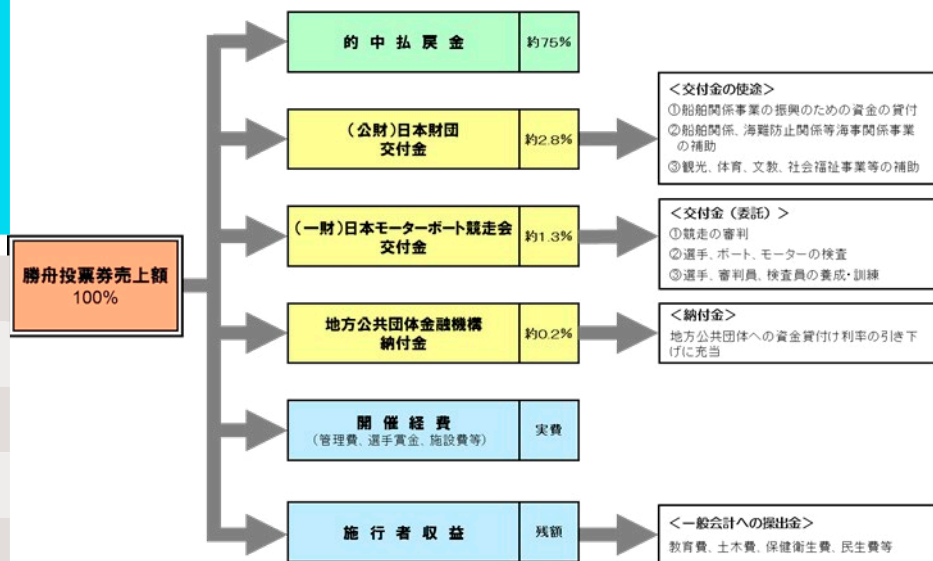
年度	1991	1995	2000	2005	2010	2015	2016	2017
売上[億円]	22,137	18,432	13,348	9,743	8,435	10,423	11,112	12,379

(4) 売上金の配分

競走の売上金額の約75%は、舟券的中者へ払い戻される。残りの約25%のうち、約2.8%が船舶等振興機関として指定を受けた公益財団法人日本財団（以下「日本財団」という。）に交付され、海事関係事業や公益事業への補助事業等に活用されている。さらに、その他法定経費及び開催経費を差し引いた金額が施行者の収益となり、その一部は地方財政の改善を図るために活用されている。

なお、法定経費の内、売上金額の約1.3%が競走実施機関である競走会へ交付され、競走の競技関係事務を実施している。また、約0.2%が地方財政法に基づき地方公共団体金融機構へ納付され、当該機構が行う地方公共団体への貸付の金利の引き下げに充当されている。

図表Ⅱ-6-3 モーターボート競走の売上金額の流れ（2016年度）



① 船舶等振興機関への交付金の使途（海事振興・公益振興）

日本財団は、施行者から交付金を受け入れ、船舶関係事業者への資金の貸付事業のほか、海事関係事業や公益事業への補助事業等を実施している。具体的には、造船技

術の研究開発、海事・海洋関係人材の育成、海洋教育の推進、障害者の社会参画、子どもをとりまく課題の解決、パラリンピック競技関係団体の活動、福祉車両の配備、ハンセン病制圧、災害復興などへの支援を行っている。こうした仕組みにより、競走法の目的である海事関係事業の振興及び公益事業の振興が図られている。

Column

日本財団の助成事業

日本財団は、施行者から受け入れた交付金をもとに、海事関係事業や公益事業の振興をするための助成事業を行っています。以下、日本財団が助成を行った事業の一部を紹介します。

○海と日本プロジェクト

次世代を担う子供や若者の海に対する好奇心や理解を深めるために、多くの人と一緒に砂浜をきれいにする「海をキレイにしよう！」や、中高生が研究者とともに1年間研究した内容を競い合う「マリンチャレンジプログラム」など全国で1,500以上のイベントを実施しています。



提供：日本財団

○子どもの貧困対策支援

7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われている状況に対し、行政や地域、その他民間パートナーと協働し「家でも学校でもない第三の居場所」を全国に100カ所設置し、地域社会とつながる場所作りを目指し、活動しています。



提供：Learning for All

○GEBCO（大洋水深総図）関係事業

未だ全体の15%しか解明されていない海底地形図。海底地形図は、より正確な津波予測や地球規模での海面上昇の予測などに役立つことから、2030年までに海底地形図の100%解明を目指す国際プロジェクトを推進しています。

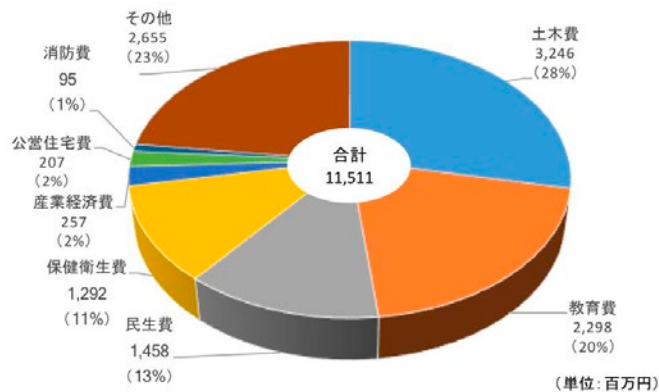


提供：日本財団

② 施行者の収益金の使途（地方財政の改善）

施行者は、収益の一部を当該施行者の一般会計等に繰り出し、社会福祉、医療、教育文化、体育等に関する施策の実施に必要な経費に充てている。具体的には、道路・橋・上下水道等整備事業等の土木費、学校建設・改修や図書館図書の実費等の教育費、病院の建設や清掃設備の整備等の保健衛生費などに充てられている。この繰出金は、2016年度が約115億円、1952年からの累計が約3兆8,872億円となっている。こうした仕組により、競走法の目的の一つである地方財政の改善が図られている。

図表Ⅱ-6-4 施行者収益の使途別占有率（2016年度）



Column

蒲郡市(ボートレース蒲郡)の「病院事業」

蒲郡市は、ボートレース蒲郡で競走を行っている施行者です。ボートレースの収益金は、蒲郡市が運営する市民病院に活かされています。

蒲郡駅からアクセスの良い「蒲郡市民病院」は、入院施設を持ち、複数の診療科を受診できる市内で唯一の総合病院で、地域医療における基幹的・中心的な役割を担っており、市民にとっては貴重な病院となっています。

地域医療施策の内容としては、

- ①地域医療体制の充実②救急医療の適正化
 - ③市民病院の経営健全化④看護師養成の充実
- を体系化することにより、市民がかかりつけ医を持ち、市民病院と連携した医療体制を整えています。



蒲郡市民病院

第3節 モーターボート競走の活性化に向けた取組

競走の公正かつ円滑な実施及び競走事業の健全な発展と社会的意義の実現を図るため、施行者・競走会等の競走関係者が様々な取組を実施している。

(1) 施設の設置等

競走場の敷地内で、競走場に入場せずに舟券を購入できる外向発売所が、2017年度に多摩川競走場に新設され、これにより24競走場全てに外向発売所が設置された。

この他、場外発売場の新設について継続的に推進している。

(2) ボートレースのイメージアップ

2017年から、ボートレースのイメージアップを図り、もっと気軽にボートレースを楽しんでもらおうという想いを込めて、“Let’s BOAT RACE!”をキーワードにしたCMを展開している。

今シリーズではタレントの渡辺直美とロバートを起用し、ボートレースの魅力をPRする内容となっている。



“Let’s BOAT RACE!”をキーワードにしたCM

(3) モーニングレース・ナイターレース

モーニングレースは早朝の概ね9時頃から15時頃まで競走を開催し、ナイターレースは概ね15時頃から21時頃まで競走を開催している。モーニングレースは、徳山、芦屋、唐津、三国及び鳴門の5競走場で開催されており、ナイターレースは、桐生、蒲郡、住之江、丸亀、若松、下関及び大村の7競走場で開催されている。(鳴門及び大村については、2018年9月より開催予定。)

(4) 競走場の活性化

近年、売上割合の多くを電話投票（インターネット投票）が占めており、各競走場に訪れるファンが減少している。そこで、各競走場においては、より多くの人々を呼び込むために魅力的な取組を打ち出している。具体例として、鳴門競走場においては、ボートレースパーク化を目指すなど地域活性化の拠点整備に積極的に取り組んでいる。

Column

全国競走場探訪(鳴門編)

ボートレースパーク化

鳴門競走場は、2014年から約2年間の改修を経て、2016年4月にリニューアルオープンしました。新しいメインスタンドは、地震・津波・高潮などの自然災害時の防災や、バリアフリーに配慮した施設となっています。

鳴門競走場では、遊休土地を活用し、広く一般の人が利用できる施設の整備を進め、競走場に足を運んでもらうためのきっかけ作りに取り組んでいます。

たとえば、多目的芝生広場を設置し、幼児や小学生向けのサッカー教室を行っています。他にも、温浴施設、バスケットボールコート、スケートボード場などの施設や、鳴門市と隣接する南あわじ市、東かがわ市をつなぐサイクリングロードの発着点である特色を活かし、自転車の整備スペースやコインシャワーを備えたサイクルステーションも整備しているところです。

これらの取組は、モーターボート競走の魅力発信や競走場の活性化はもちろん、周辺地域の活性化にも寄与しています。



温浴施設



多目的芝生広場



3 on 3・バスケットコート (イメージ)



サイクルステーション (イメージ)

第4節 モーターボート競走における課題

2016年12月の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）」の成立を契機に、ギャンブル等依存症について政府一体となって包括的な対策を推進するため、政府はギャンブル等依存症対策推進関係僚会議を設置した。同会議にて、2017年3月には公営競技及び遊技におけるギャンブル等依存症対策の現状や課題が整理され、同年8月には各課題への具体的な対策やその実施方法について取りまとめられた。

これを受け、国土交通省は、全ての競走場及び場外発売場における相談窓口の設置、24時間無料相談コールセンターの開設、本人申告による競走場・場外発売場・インターネット投票におけるアクセス制限等を競走関係者とともに進めてきたところである。また、家族申告については、インターネット投票におけるアクセス制限を本年4月に導入し、今後、競走場及び場外発売場における同様の措置を導入する予定である。

国土交通省は、引き続き、競走法の目的と調和を図りながら、ギャンブル等依存症対策について、必要かつ十分な対応が図れるよう、競走関係者と連携しながら取り組んでいく。

図表Ⅱ-6-5 ギャンブル等依存症に対する支援体制

